

この保険商品は下記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容 ▶ 死亡時の保障 ▶ 介護の保障※

注 特約を付加した場合の保障です。

重要事項  
説明

必ずお読みください

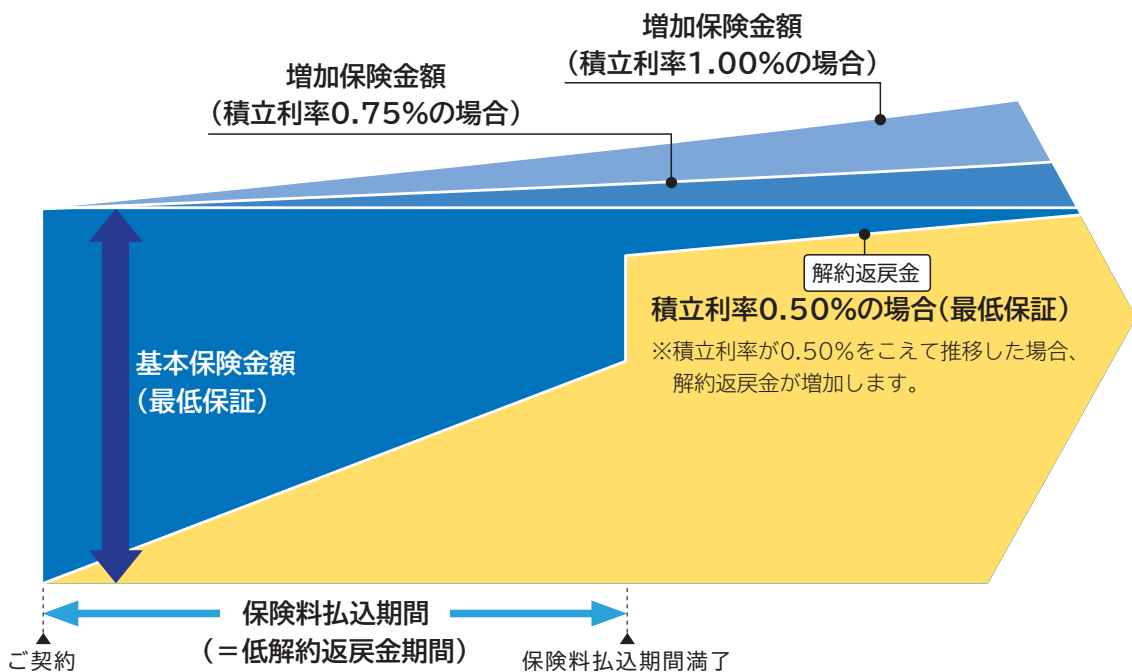
# 積立利率変動型終身保険 (低解約返戻金型) 無配当

- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。  
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

## 1 特徴

- 一生涯にわたり、死亡・約款所定の高度障害状態に備えることができます。
- 市場金利の動向によっては、保険金額の増加が期待できます。
- 保険料払込期間中の解約返戻金の水準を低く設定しています。

## 2 商品(主契約)のしくみ



※積立利率とは、積立金(将来の保険金をお支払いするために、保険料の中から積み立てた部分)に付利する利率のことをいいます。積立利率は年0.50%が最低保証されています。

積立利率が年0.50%(最低保証)を上回った場合、積立金が増加し、その金額に応じて増加保険金額が発生します。一度増えた増加保険金額は、その後積立利率が下がったとしても減ることはありません。

※現在の積立利率については、三井住友海上あいおい生命ホームページを参照ください。

※具体的なご契約の内容(基本保険金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等)は、「申込書」や「保険設計書」等でご確認ください。

### 3 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
死亡保険金	死亡されたとき	基本保険金額 + 増加保険金額
高度障害保険金	約款所定の高度障害状態になられたとき	増加保険金額

- 保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。
- 死亡保険金と高度障害保険金は、重複してお支払いできません。

### 保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
  - 不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
  - ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
  - 被保険者の犯罪行為によるとき 等

### 4 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。

### 終身介護保障特約（無解約返戻金型）

年金等	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
介護障害年金 ①	病気やケガで次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"><li>● 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき</li><li>● 満65歳未満の被保険者について、約款所定の要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき</li><li>● 約款所定の高度障害状態になられたとき</li></ul>	介護障害年金額
介護障害一時金 ②	第1回の介護障害年金をお支払いするとき	介護障害一時金額

## ①介護障害年金

年金種類	介護障害年金のお受け取りについて
終身年金	お支払回数に限度はありません ●第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、お支払事由に該当している限り、終身にわたって第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。
5年確定年金	お支払回数は5回です ●第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。

■第1回の介護障害年金のお支払事由に該当したときは、以後のこの特約の保険料のお払込みは不要です。

## ②介護障害一時金

■介護障害一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

■介護障害一時金の型については次の型があります。

介護障害一時金の型	介護障害一時金の金額
一時金なし型	なし
一時金1倍型	介護障害年金額の1倍
一時金2倍型	介護障害年金額の2倍
一時金4倍型	介護障害年金額の4倍

## 死亡・障害状態を対象とする特約

特約の名称	保険金等	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
災害割増特約	災害死亡保険金	次のいずれかに該当されたとき ●不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ●約款所定の特定感染症で死亡されたとき	災害死亡保険金額
	災害高度障害保険金	次のいずれかに該当されたとき ●不慮の事故で180日以内に約款所定の高度障害状態になられたとき ●約款所定の特定感染症で約款所定の高度障害状態になられたとき	災害死亡保険金額と同額
新傷害特約	災害保険金	次のいずれかに該当されたとき ●不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ●約款所定の特定感染症で死亡されたとき	災害保険金額
	障害給付金	不慮の事故で180日以内に約款所定の障害状態になられたとき	約款所定の障害給付金額

■障害給付金のお支払いは、保険期間を通じて災害保険金額の100%を限度とします。

災害保険金をお支払いする際、同一事故による障害給付金があれば、これを差し引いてお支払いします。

## 保険料払込免除特約

■ 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

払込免除事由		
特定疾病	悪性新生物（ガン）	責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（ガン）に罹患したと医師によって診断確定されたとき ただし、次の場合を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上皮内ガン（子宮頸ガン0期・食道上皮内ガン・非浸潤ガン・大腸の粘膜内ガン等）</li> <li>● 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン</li> <li>● 責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガン</li> </ul>
	急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ただし、狭心症等は除きます。
	脳卒中	脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ただし、脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象になります。
特定障害状態		病気やケガで約款所定の特定障害状態になられたとき
要介護状態		病気やケガで約款所定の要介護状態となり、かつ、その要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

## 代理請求特約

■ 次の場合、保険金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が保険金等や保険料の払込免除を請求することができます。

- 被保険者と保険金等の受取人が同一で、受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき
- 被保険者とご契約者が同一で、ご契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき

■ 代理請求特約を付加されない場合、代理請求は主契約および付加されている特約の規定に基づいてお取扱いします。

■ 死亡保険金受取人が法人の場合、代理請求特約は付加できません。

## リビング・ニーズ特約

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額（ご請求額）から6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額

■ リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。

■ 特約基準保険金額は、被保険者お一人につき他のご契約と通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。

■ ご契約者が法人の場合、リビング・ニーズ特約は付加できません。

## 区分料率適用特約

- 「区分料率適用特約」の販売名称は「健康優良割引」です。
- 対象は「積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）」です。
- 被保険者の健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「区分料率適用特約」を主契約に付加することで、その主契約の保険料はこの特約を付加しない場合に比べて安くなります。
  - ※健康優良割引を適用する場合、三井住友海上あいおい生命の定める契約引受基準において、健康状態および身体状態が良好と認められる必要があります。
  - ※健康優良割引は、保険金額等によっては適用できない場合もあります。

## 5 解約返戻金について

### 〈主契約〉

- この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金が、**解約返戻金の水準を低く設定しない場合の70%**となっています。なお、増加保険金額部分の解約返戻金には、低解約返戻金割合の適用はありません。
- 解約返戻金は、積立金の推移に応じて毎日変動します。ただし、同じ月の中で解約返戻金が減少することはありません。
- 毎月1日に、死亡・高度障害保障のために必要となる額を積立金から差し引きますので、解約返戻金の額もそれにより影響を受けます。したがって、保険料の払込方法（回数）や払込時期によっては、当月の解約返戻金が、その前月末日の解約返戻金よりも少なくなることがあります。

### 〈終身介護保障特約（無解約返戻金型）〉

- 特約保険期間を通じて**解約返戻金はありません。**

## 6 配当金について

主契約・特約とも**契約者配当金はありません。**

## 7 終身介護保障特約（無解約返戻金型）のお支払いできる場合（お支払事由）の変更について

法令等の改正による公的介護保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て終身介護保障特約（無解約返戻金型）の介護障害年金・介護障害一時金のお支払事由を公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者にご連絡します。

## 8 お問い合わせ先

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター

TEL **0120-324-386**（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳細は **注意喚起情報** の「お問い合わせ先」をご覧ください。

## 「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」について

保険種類・特約をお選びいただく際には「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されている終身保険（&LIFE 積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型））です。「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」は、当社の社員・取扱代理店または課支社にご請求ください。

## 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

生命保険契約のご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

**三井住友海上あいおい生命保険株式会社**

● ご相談・お申込先

**ほけん百花**

**いずみライフデザイナーズ株式会社**

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F

Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

<http://www.msa-life.co.jp>